

岐阜県公報

第 七 百 七 号
令 和 八 年 八 月 四 日
(火曜日)

目 次

告 示

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	三二九
○医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	三二九
○指定医療機関の廃止の届出	(同)	三三〇
○指定医療機関の休止の届出	(同)	三三〇
○指定医療機関の再開の届出	(同)	三三一
○指定訪問看護事業者等の廃止の届出	(同)	三三一
○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	三三一
○医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	三三二
○道路の区域変更	(道路維持課)	三三二
○落札者等に関する公示	(税 務 課)	三三二

告 示

岐阜県告示第三百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森岡耳鼻咽喉科	可児市菅刈字乗定八三九番地の五 西可児メデイカルセンター二階	令和八・五・一
長生堂歯科医院	中津川市西宮町五一六	令和八・七・一
ユタカ薬局神戸北	安八郡神戸町丈六道字村西五三番地	同

岐阜県告示第三百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ファーストナース	東京都港区新橋二丁目一―二番一六号	訪問看護ステーションあやめ大垣南	大垣市築捨町三丁目五八サンビレッジ築捨一〇六	令和 八・七・一
株式会社アフエクトホールディングス	名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三見社ビル三階	訪問看護ステーションクルール岐阜	大垣市昼飯町二四二番	同
株式会社敬愛会	戸田市笹目五丁目二四番地二	訪問看護ステーションあいいろ	恵那市大井町一〇〇二番地四	同
株式会社アフエクトホールディングス	名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三見社ビル三階	訪問看護ステーションクルール各務原	各務原市蘇原東栄町一丁目四九番二	同

岐阜県告示第三百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森岡耳鼻咽喉科	可児市菅刈八三九―五	令和八・四・三〇
宇治循環器内科クリニック	各務原市各務西町六―四〇	令和八・五・一四
田口歯科医院	多治見市本町一―八三エデンビル二階	令和八・三・三一
梅村歯科医院	高山市下岡本町一二二九―一	令和八・五・二七
池田薬局	揖斐郡池田町八幡一七二九―一	令和八・一・二六

岐阜県告示第三百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
県北西部地域医療センター国保和良歯科診療所	郡上市和良町沢八六五―一	令和八・四・一

岐阜県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を再開した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称 所 在 地 再 開 年 月 日

県北西部地域医療センター
国保和良歯科診療 郡上市和良町沢八六五一 令和 八・五・一三

岐阜県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第

居宅介護事業者等の名称
たる事務所の所在地

サービス
の種類

居宅介護事業所等の名称
所在地

指 定 年 月 日

有限会社ひまわり調剤薬局 下呂市小川二五七一

居宅療養
管理指導

有限会社ひまわり調剤薬局 下呂市小川二五七一

令和 八・五・一

同 同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

訪問看護事業者
等の名称
訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地
訪問看護ステーション等の名称
訪問看護ステーション等の所在地
廃止年月日

株式会社クルー
ル各務原
名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三見社ビル三階
訪問看護ステーションクルール
各務原
各務原市蘇原東栄町一丁目四九一
令和 八・六・三〇

株式会社クルー
ル岐阜
名古屋市中区丸の内三丁目二〇番九号三見社ビル三階
訪問看護ステーションクルール
大垣市昼飯町二四二番
同

岐阜県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業所等の所
在地

指 定 年 月 日

有限会社ひまわり調剤薬局 下呂市小川二五七一

令和 八・五・一

同

同

岐阜県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年 月 日 指 定

小木曾 正 英 おぎそ治療院 多治見市滝呂町一―二一

令和
八・六・三五

岐阜県告示第三百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年八月四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	日吉線	瑞浪市日吉町字南洞五一四九番一―地先から	前	六・〇 三・五	一六・二	

同市同町字同	五三	後	二・五 三・二	一六・三
七八番五地先まで				

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和八年八月四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

- 調達役務の名称及び数量 税務振票印刷関連業務 一式（単価契約）
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 令和八年五月十九日
- 落札者を決定した日 令和八年六月三十日
- 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江一丁目五十八番地株式会社電算システム 代表取締役 高橋 謙太
- 落札金額 82,817,633円
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課システム管理係
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和八年八月四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ三十一 岐阜文芸社